

# JIS

子どもの安全に配慮したチェストの安定性，  
及び転倒リスクの低減のための情報提供

JIS S 1211 : 2020

令和 2 年 12 月 21 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
(委員)	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿 部 哲 也	一般財団法人製品安全協会
	天 野 美智子	株式会社オカムラ
	太 田 秀 幸	一般社団法人繊維評価技術協議会
	鹿 野 歩 子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	黒 木 美 紀	一般財団法人日本消費者協会
	佐々木 定 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	寺 山 博 子	イオントップバリュ株式会社
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	町 田 隆	一般財団法人家電製品協会
	武 藤 京 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	村 井 正 素	公益社団法人消費者関連専門家会議

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 2.12.21

官 報 掲 載 日：令和 2.12.21

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail: jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 安定性	2
5 安定性試験方法	3
5.1 試験条件	3
5.2 試験手順	3
6 警告表示	5
7 消費者と事業者とのコミュニケーション	5
附属書 A (参考) 取扱説明書などに記載する事項	6
附属書 B (参考) 転倒防止器具及びチャイルドレジスタンス機能	8
附属書 C (参考) 事業者と消費者とのコミュニケーション	11
附属書 D (参考) チェストの安定性を向上させるための製品設計上の配慮事項	14
附属書 E (参考) 子どもの安全性確保に資するデータ	15
参考文献	19
解 説	20

## まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 子どもの安全に配慮したチェストの安定性、 及び転倒リスクの低減のための情報提供

Children's safety—Safety specification for stability of clothing storage chest,  
and information to be provided to consumers for reducing the risk caused by  
a clothing storage chest to tip over

## 序文

この規格は、子どもの安全に配慮したチェストの安定性及び転倒リスクの低減のための情報提供について、我が国の生産及び使用実態を踏まえて作成した日本産業規格である。

この規格の目的は、子どもが関わってチェストが転倒することによって、子どもが死亡又は重傷を負うリスクを低減させることにある。

子どもは、子どもの行動特性に基づいて、チェストとの関わり合いをもつことが想定され、また、その行動特性とは、年齢及び発達レベルによって異なる。転倒のリスク低減のためには、子どもの行動特性を踏まえたうえで事業者は、転倒のリスク低減の方策を実施することが求められる。

なお、子どもに傷害を与える潜在的な源としてのハザードを最小限にするために実施する方策とは、個々に何かしらの措置を講じさせるような方策よりも、個々人が何らかの措置を講じなくても、機能するような方策が、より効果的な方策となる。

さらに、事業者及び消費者の転倒のリスク低減への意識の向上を図り、それに基づき、消費者にチェストを安全に使用してもらうことが重要である。そのためには、事業者と消費者との間で適切なコミュニケーションが取られることが求められる。

この規格の要求事項に適合することによって、チェストの使用時における潜在的な転倒のリスクを全て回避することが可能になるわけではない。また、子どもを見守ることで常にチェストの転倒を防げるわけではない。チェストの使用時における潜在的な転倒のリスクを確実に回避するためには、様々な転倒のリスクを想定したリスクアセスメントを実施し、転倒のリスク低減の方策を取ることが求められる。

なお、チェストの安定性を向上させるための製品設計上、配慮するとよい例を、**附属書 D** に示す。この規格は、チェスト転倒のリスクを低減させる指針としても役立つものである。

子どもの行動特性に基づく安全上の配慮事項については、**JIS Z 8050** を、リスクアセスメント及びリスク低減の方策については、**JIS Z 8051** をそれぞれ参照する。

## 1 適用範囲

この規格は、子どもの安全に配慮したチェストの安定性及び転倒リスク低減のための情報提供について